

学士・修士5年一貫教育の促進 に向けた検討について

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

③大学院教育の改革

(前略) **学士・修士の5年一貫教育の推進等の施策も講じながら大学院修了をスタンダード**

にしていくといった発想の転換や、研究型大学を中心に、学部から大学院教育への収容定員・資源のシフトを率先して進めることが必要である。このようなミッションを踏まえた大胆な変革に向けた大学の取組を促進することや、**必要に応じて大学院設置基準をはじめとする法令等を見直すことなど、大学の取組を支援**していくことが必要である。

ア. 質の高い大学院教育の推進

(前略) また、各高等教育機関は自らの強みや特色を踏まえつつ、大学院進学者を増やす上では、**体系的な教育課程を編成**することで、学士課程から博士課程まで**縦の連続性の向上**を図る（攻略）

<具体的方策>

○ 学士課程から博士課程までの連続性の向上と流動性の促進

・ 国内外における国際的な競争環境下で活躍できるよう、**優秀な学生が学士・修士課程を5年間で履修する大学を大幅に拡充**するため、**適切な学修時間の確保や教育研究の質の確保を前提とした制度改善について検討**を行う（注）。

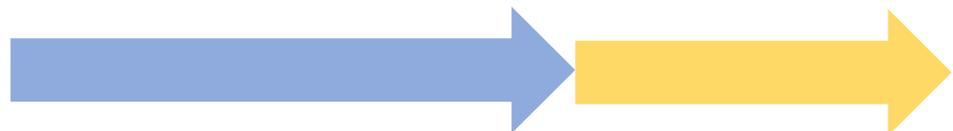
(注) その際、十分な単位を修得しつつもやむを得ない理由から退学する学生に対する一定の配慮についても検討が必要である。

- 現行制度下においては、早期修了制度や入学前の既修得単位の認定制度の活用等により、運用上、各大学の判断において、学士課程・修士課程の5年間での履修を可能としている例がある。
- また、教職大学院や法科大学院においては、個別の仕組みにおいて、学士課程・専門職学位課程の連携を促しているところである。

通常（学部4年＋修士2年）



特例による学部の早期卒業（学部3年＋修士2年）



大学に3年以上在学し、卒業要件として大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には卒業を認めることができる。（学校教育法第89条関係）

【修士課程について】

優れた業績による大学院の早期修了（学部4年＋修士1年）



優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとするができる。（大学院設置基準第16条関係）

実務の経験による標準修業年限の短縮（学部4年＋修士1年）



実務の経験を有する者について、教育研究上必要があり教育上支障を生じないときは、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。（大学院設置基準第3条関係）

【専門職学位課程について】

教職大学院における先取り履修による在学期間の短縮（学部4年＋**専門職学位課程1年**）



先取り履修

教職大学院入学前に大学院の単位を修得した場合には、修得時の院入学資格の有無にかかわらず、当該単位数等を勘案した在学期間の短縮が可能。（専門職大学院設置基準第30条関係）

法曹コース・既修者コース（学部3年＋**法科大学院2年**）



法曹養成連携協定

学部の早期卒業等を前提に、当該学部と法科大学院との一貫的・体系的な教育課程を編成することで、5年一貫教育を実施

（法科大学院の教育と司法試験との連携等に関する法律第6条、学校教育法第89条、第102条関係）

※法曹養成連携協定を締結していない大学であっても、学部を早期卒業し法科大学院の既修者コースに進学した学生については、5年で修了することが可能。

専攻分野の特性による標準修業年限の短縮（学部4年＋**専門職学位課程1年**）



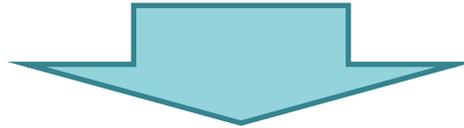
専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合には、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることが可能。（専門職大学院設置基準第2条関係）

実務の経験による標準修業年限の短縮（学部4年＋**専門職学位課程1年**）



実務の経験を有する者について、教育研究上必要があり教育上支障を生じないときは、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。（専門職大学院設置基準第3条関係）

- 現行の早期修了の仕組みは、個人の優秀性に依拠したものであり、体系的な教育課程の編成を制度的に促進する仕組みとなっていない。
⇒①学士・修士課程が連携した体系的な教育課程編成の促進方策をどのように考えるか。
- 他方、安易な標準修業年限の短縮などを認めることは、学修時間の確保や研究指導が不十分となり、教育研究の質の低下を招くおそれがある。
⇒②質の確保を制度的に担保した上での5年間の履修をどのように考えるか。



【改正の方向性①】 学士・修士課程が連携した体系的な教育課程の編成の促進方策

- 学部と大学院がその協議に基づき定めるところにより、学部教育と大学院教育の連続性に配慮した教育課程を編成することができる旨、大学設置基準及び大学院設置基準に明記することとしてはどうか。
- 3つのポリシーについては、連続性に配慮した教育を実施する学部と大学院を一つの単位として、策定が可能であることを学校教育法施行規則上明記してはどうか。

【改正の方向性②】 質の確保を制度的に担保した上での5年間の履修を可能とする方策

《総論》

- 適切な学修時間の確保や教育課程の体系性等について **文部科学大臣の認定** を受けた場合 ※には、① **コースとしての標準修業年限の短縮（1年以上2年未満の期間を可とすること）** や、② **大学院入学資格がない学部生が大学院入学前に修得した単位数等を勘案した在学期間の短縮** を認めることとしてはどうか。（大学院設置基準等の改正）

※ 教育課程等に係る特例制度と同様の枠組みを構築し、機関要件（認証評価適合等）を満たしていることを前提に、専攻分野の特性・必要性等を考慮した上で、適切な学修時間の確保や教育課程の体系性等を有識者会議において審査の上、文部科学大臣が認定することを想定。

- 今回の改正では、**具体的にニーズのある学部段階のカリキュラムとの連続性を前提とした大学院の標準修業年限及び在学期間を対象とし、学部の標準修業年限については、今回の改正後の運用状況や成果、今後のニーズ等も踏まえ、法改正も視野に将来的な検討課題** としてはどうか。

(改正後イメージ)

①大臣認定による修士課程の修業年限の短縮（学部4年 + **修士1年**）



②大臣認定による先取り履修に基づく在学期間の短縮（学部4年 + **修士1年**）



《入試の取扱い》

- 上記認定を受けた大学においては、連携する学部及び大学院の協議に基づき、当該学部における学修の成果に係る試験又は審査等に合格することをもって大学院入学者選抜とすることができることとしてはどうか。

《他大学との連携の取扱い》

- 5年一貫教育の継続性・安定性を担保する観点から、他大学と連携する場合の大臣認定による特例の対象は、以下のいずれかに該当する他大学との一貫教育とすることも考えられるのではないかと。
 - ・ 当該大学の設置者（その設置する他大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合するものに限る。）が設置する他大学
 - ・ 当該大学の設置者が社員である大学等連携推進法人の社員が設置する他大学

《設置認可上の取扱い》

- 大臣認定により、学士課程と修士課程における連続的かつ体系的な教育課程の編成を担保するものであるが、あくまで、両課程は制度上独立したものである。このため、各学位課程としての法令適合性や質を保證する観点から、課程ごとに設置認可の対象とする必要があるが、例えば、3つのポリシーについて、連続性に配慮した教育を実施する学部と大学院を一つの単位として策定している場合には、各課程の設置認可において、3つのポリシーの審査手続の弾力化を図ってはどうか。

参考：教育課程等に係る特例制度について

考え方：大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を創設。

①教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合

かつ

②以下を行う大学であること

- 当該先導的な取組を行う
- 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備
- 教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮を行う

上記①②について、文部科学大臣の認定を受けたとき※においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、「特例対象規定」の全部又は一部によらないことができる制度を創設

※ 認定を受けた大学「教育課程等特例認定大学」は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表

「特例対象規定」

第19条第1項（授業科目の自ら開設の原則）、第22条（1年間の授業期間）、
第28条・第29条第2項・第30条第4項（単位互換等の60単位上限）、第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）、
第32条第6項（連携開設科目に係る30単位上限）、第37条・第37条の2（校地・校舎面積基準）、
第41条第3項（学部等関係課程実施基本組織に係る校舎面積等 ※基幹教員数に係る部分を除く。）、
第42条の8（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）、第45条第1項から第3項まで（共同学科に係る卒業要件の単位修得要件）、第47条・第48条（共同学科に係る校地・校舎面積）、第52条第2項・第54条第1項・第2項（国際連携学科の共同開設科目に係る単位修得要件）、第56条の6・第56条の7第2項若しくは第3項（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地・校舎面積）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

2 （略）

第八十九条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

第一百零二条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第一百四十三条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。）を、当該大学院に入学させることができる。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第一百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。

- 一 卒業又は修了の認定に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（入学者選抜）

第二条の二 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）（抄）

（入学者選抜）

第三条 第一条の三 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（修士課程）

第三条 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

（修士課程の修了要件）

第十六条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2 （略）

(博士課程の修了要件)

第十七条 博士課程の修了の要件は、大学院に五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年（修士課程に一年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）を加えた期間」と、「三年（修士課程に一年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間を、第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(次ページに続く)

第十七条 (続き)

3 第一項及び前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十六条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間）とする。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、三年から当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

4 (略)

(大学院における在学期間の短縮)

第十八条 大学院は、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも一年以上在学するものとする。

2 前項の規定は、修士課程を修了した者の前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する博士課程における在学期間（同条第一項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）（抄）

（専門職学位課程）

第二条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間（一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。）とする。

（標準修業年限の特例）

第三条 前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあっては一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあっては当該期間を超える期間とすることができる。

2 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

（専門職大学院における在学期間の短縮）

第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第二十二条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 （略）

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）（略）

（法科大学院における在学期間の短縮）

第二十四条 法科大学院は、第二十二條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二條第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（法学既修者）

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下この条において「法学既修者」という。）に関しては、第二十三條第一項第一号に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同号に規定する単位（第二十條の三第三項の規定により法科大学院が定める必修科目の単位を含む。）については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前條の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）は、第二十一條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）、第二十一條の二第一項及び第二十二條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一條第一項ただし書又は第二十一條の二第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

4 認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者に関する第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「三十単位」とあるのは「四十六単位」と、前項中「第一項ただし書の規定により三十単位」とあるのは「第一項ただし書の規定により四十六単位」と、「合わせて三十単位」とあるのは「合わせて四十六単位」とする。

（教職大学院における在学期間の短縮）

第三十条 教職大学院における第十六條の適用については、「専門職大学院」とあるのは「教職大学院」と、「第十四條第一項」とあるのは「第二十八條第一項」と、「単位（学校教育法第百二條第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）」とあるのは「単位」と、「専門職学位課程」とあるのは「教職大学院の課程」とする。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）（抄）

（法曹養成連携協定の締結等）

第六条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置こうとする大学と、当該課程における教育の実施及び当該法科大学院における教育との円滑な接続に関する協定（以下「法曹養成連携協定」という。）を締結し、当該法曹養成連携協定が適当である旨の文部科学大臣の認定を受けることができる。

2 法曹養成連携協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 法曹養成連携協定の目的となる法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）及び当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下この条において「連携法曹基礎課程」という。）

二 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項

三 連携法曹基礎課程における成績評価の基準

四 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項

五 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

六 法曹養成連携協定の有効期間

七 法曹養成連携協定に違反した場合の措置

八 その他必要な事項

3 文部科学大臣は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 連携法科大学院を設置する大学が、当該連携法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）について、学校教育法第百九条第六項に規定する適合認定を受けていること。

二 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜に関し、文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること。

三 法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであること。

四 前二号に掲げるもののほか、連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

4 文部科学大臣は、第一項の認定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認定に係る法曹養成連携協定の内容を公表するものとする。